

令和 3 年 度

市 民 環 境 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

## 1 監査の対象

市民環境部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

令和3年8月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

市民環境部 環境推進課	令和3年10月19日	午前 9時から
〃 国民健康保険課	令和3年10月19日	午前10時から
〃 戸籍住民課	令和3年10月19日	午前11時から
〃 市民活動支援課	令和3年10月19日	午前11時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の下記項目について、市民環境部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「令和2年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4－① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4－② 「指定事項調書」

【市民活動支援課】

【環境推進課】

【国民健康保険課】

【戸籍住民課】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

令和3年8月31日現在における市民環境部から提出された一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果、関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、国民健康保険課、戸籍住民課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。現金出納については、戸籍住民課において関係諸帳簿と照合し適正に行われていることを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

市民環境部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

## 7 指摘・要望事項

市民活動支援課 環境推進課 国民健康保険課 戸籍住民課	事務 事業	特になし
--------------------------------------	----------	------

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○市民活動支援課・環境推進課・国民健康保険課・戸籍住民課

《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

《対応措置の内容》

市民活動支援課

随意契約の際は、常に施工業者の管理・監督を行い、経済性と確実性を考慮した業務選定を行うように努めています。

環境推進課

地方自治法施行令及び笛吹市財務規則の定めに基づき、契約事務を行います。

#### 国民健康保険課

主だった契約先は山梨県国民健康保険団体連合会であるが、同団体は国保等の保険者が共同して事業の円滑な推進に寄与するために国保法に基づき設立された公法人であり、事業については国保連合会規則により定められているため、他に委託することができない。また、アウトソーシング業務についても住民情報系システムの保守委託業者であり、技術的及び、個人情報保護の安全性等が確保されるため他の業者から見積を徴することが適当と認められない等の事情がある。その他契約行為を行う必要がある場合は、複数社から見積を徴している。

#### 戸籍住民課

随意契約の際は、常に施工業者の管理・監督を行い、経済性と確実性を考慮した業務選定を行うように努めています。

#### 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。